

あきる野市安全・安心まちづくり協議会 次第

日 時 令和6年2月5日（月）午後2時

会 場 あきる野市役所5階503会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 委員の紹介

4 議 事

（1）あきる野市安全・安心まちづくり協議会の会長及び副会長の選出について

（2）あきる野市の犯罪発生状況等について

別添資料（五日市警察署、福生警察署）

（3）あきる野市の災害発生状況等について

別添資料（秋川消防署）

（4）市の取組について

【資料1】・・・地域防災課交通防犯係

【資料2】・・・教育総務課学務係

【資料3】・・・子ども政策課子ども政策係

5 そ の 他

6 閉 会

特殊詐欺被害防止の取組み ～犯人からの電話に出ないために～

対策①

相手の電話番号が電話機等のディスプレイに表示される！

ナンバー・ディスプレイが無料！

非通知の電話に電話番号を通知するようガイダンスで応答！

ナンバーリクエストが無料！

両方とも申し込むことで、黒電話などディスプレイがない電話機でも非通知の電話に電話番号を通知するようガイダンスで応答することができます！

70歳以上または70歳以上の方と同居の契約者の方が対象です。

- ※ 適用にはお申し出が必要です。
(すでにご利用中の場合も同様)
- ※ ご家族も代理で申し込み手続きが可能です。



WEB申込
でも出来ます♪

お申込み・お問合せ先
NTT東日本
特殊詐欺対策ダイヤル
0120-722-455
午前9時～午後5時
(年末年始12/29～1/3を除きます)



対策②

**国際電話番号による特殊詐欺が急増中！
海外との電話が不要な方は、
発着信を**無償**で休止できます!!**

お申込み・お問合せ先
国際電話不取扱受付センター
0120-210-364
オペレータ案内：午前9時～午後5時
自動音声案内：平日、土日祝24時間

- ※ 固定電話・ひかり電話が対象です。

NTT東日本
特殊詐欺対策ダイヤルも
国際電話不取扱
受付センターも
通話料金は**無料**です!!



警視庁犯罪抑止対策本部

ブロック!!

実家にかかってくるサギ電話



わかっていてもダメされる!

- ・留守電モードでブロック
- ・知らない番号は無視してブロック
- ・個人情報は教えずブロック

詳しくは 警視庁 特殊詐欺



警視庁

実家の電話をサギから

家族や公的機関の人物を装って電話をかけ、巧みに信頼させ、指定した口座への振込みその他の方法により、現金を騙し取る犯罪が“特殊詐欺”。中でも、息子や孫をかたるオレオレ詐欺の認知率は、全世代にわたって約100%。にもかかわらず、被害が後を絶たないのです。つまり、「自分は大丈夫」「うちの家族はひっかからない」そう思っているだけでも起こり得るのが特殊詐欺なのです。

ブロック!!



「会社の金を使い込んで…」

電話で家族になりすます オレオレ詐欺

家族を装って電話をかけ、心配する親心を利用して、現金を騙し取ろうとします。キャッシュカードを騙し取るために、代理人と偽って自宅まで来るケースも増えています。

「医療費が戻りますので急いで手続きを…」

ATMに走らせる 還付金詐欺

公共機関、医療機関などを装って電話をかけ、「お金が戻ります」などと言って近くのATMに行くよう誘導。携帯電話で話しながらATMを操作させて、犯人の口座にお金を振り込ませようとしています。

「カードが不正に利用されているので確認にいきます。」

自宅を訪れ、巧みに盗む キャッシュカード詐欺

警察官、銀行協会職員、大手百貨店の職員などと名乗り、口座が使われていると不安を煽ります。確認や交換のためにと自宅までやってきて、キャッシュカードを騙し取ろうとします。

わかっていても
ダメされるぞ~!

知らない番号は
無視して
ブロック!!

個人情報教えず
ブロック!!

留守電モードで
ブロック!!

ストップ!! それ、信用できません!



ネット家電の
設定が買った
ままのとき



えっ!
(#°Д°)
個人情報流出の危機!!
セキュリティ対策を!!



情報セキュリティ広場

検索

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/index.html>



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう



@MPD_cybersec





こんな時、ちょっと待って!

SMSを悪用した偽サイト詐欺(フィッシング)

例えば

スマホのSMS(ショートメッセージ)に宅配便の不在通知が届いたのでSMS記載のURLにアクセスすると宅配業者に偽装したサイトに誘導され個人情報盗まれた。

- 宅配業者や金融機関からSMSでログイン情報の入力を求められてもURLをクリックしないようにしましょう。
- ウェブサイトにアクセスするときは、あらかじめ登録したお気に入りや公式アプリから行いましょう。



[偽警告]によるインターネット詐欺

例えば

インターネットを見ていたら「ウイルスが検出されました」というメッセージが表示され、連絡先に電話をしたら、無理矢理サポート契約をさせられ、パソコンを乗っ取られた。

- 普段から使用しているセキュリティソフトによる警告ではない場合、無視して画面を閉じましょう。画面を閉じられない場合は、機器を再起動しましょう。



ネット家電(IoT機器・ゲーム機等)のセキュリティ対策

例えば

IoT機器が初期設定のままだったので、外部から侵入され、情報を盗み見られた。

- 初期設定のパスワードの変更や各種セキュリティ機能(通信制限、ログインを要求する機能など)の設定を行いましょう。
- 使用しないときは電源を切り、ウイルス感染や不正な遠隔操作を防止しましょう。





基本的な セキュリティ対策

パスワードは使い回しを せず適切な管理を！

使い回していると、他のサービスにも不正にログインされることがあります。

サービスごとにパスワードを使い分けましょう。またパスワードは、アルファベットの太文字、小文字、数字、記号を組み合わせると簡単に推測されないようにしましょう。



OSやアプリは最新バージョンに更新を！

更新せずにしておくと、セキュリティに脆弱性がある状態になりとても危険です。

OSやアプリは、アップデートが公開されたら、すみやかにアップデートしましょう。



ウイルス対策ソフトの導入を！

ウイルス対策ソフトを導入しないと、ウイルスに感染しやすくなります。

ウイルス対策ソフトを導入し、パソコンやスマートフォンをウイルス感染から守りましょう。



テレワークのセキュリティ ここにも気をつけよう!

電子メールからのウイルス感染に注意!



メールに添付されているWordファイル等のマクロ機能を起動したり、メール本文やPDF等の添付ファイルに記載してあるURLにアクセスしたりするとウイルスに感染する恐れがあるので、安易にクリックしないようにしましょう。

カフェなどのWi-Fiスポットの安全性に注意!



Wi-Fiスポットは、セキュリティが十分でない場合があるので、重要な情報のやり取りは行わず、ファイル共有機能をオフにしましょう。

テレワーク後の機器は、社内に戻す前に安全確認!



テレワークで使用した機器は、ウイルスに感染している恐れがあるので、会社のシステムに接続する前に、最新のウイルス定義のウイルス対策ソフトで、ウイルスチェックしましょう。

警視庁では、サイバー犯罪やサイバーセキュリティに関する情報発信を行っています。

情報セキュリティ広場

検索

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/index.html>



@MPD_cybersec



YouTube



警視庁サイバーセキュリティ対策本部

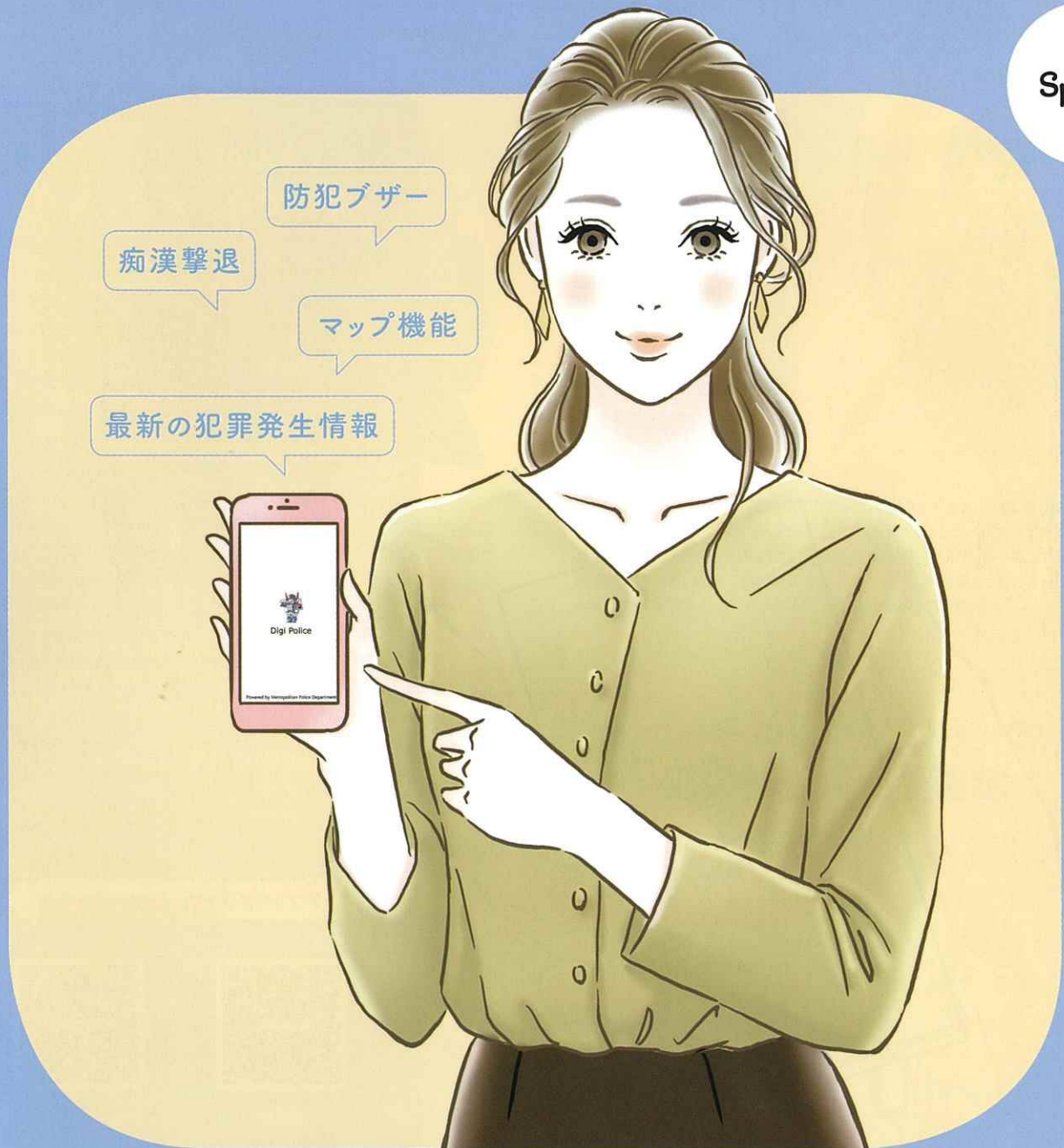
リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

metropolitana tokyo

メトロと街のマガジン
[メトロポリターナ]

Special



警視庁公式アプリ
Digi Police

スマホの中のボディガード

防犯アプリ 「Digi Police」

警視庁
公式!

スマホの中のボディガード 防犯アプリ「Digi Police」

知っておけば、備えておけば、防犯対策はもっとたしかなものに。

警視庁公式の防犯アプリ「デジポリス」を活用しよう!

illustration: Rina Okukawa edit: Kohei Nishihara (EATer)

たくさんの防犯情報と 機能で自分の身を守ろう

自分の身は自分で守る。そのために大切なことのひとつは、防犯に関わる“正しい情報”を得ること。

たとえば、近所で起こっている、空き巣や特殊詐欺などの犯罪発生情報を知っていれば、自分自身の被害防止に活用できるし、周囲の知人や家族に注意を促すこともできる。犯罪を未然に防ぐためには、きちんとした情報が重要なのだ。

そんな防犯のための情報を入手できるのが、警視庁公式の防犯アプリ「デジポリス」。アプリをインストールすれば、「メールけいしちょう」や犯罪発生情報を地図上で確認できる「マップ機能」で、特定のエリア内で起こっている犯罪情報を取得できる。また、「防犯ブザー」と「痴漢撃退機能」など、いざというときのための実用的な機能も備わっている。

自分を守り、周囲の人も守る。そのための情報を「デジポリス」を使ってふだんから集めておこう。

アプリのダウンロードはこちらから!



〈iOS版〉



〈Android版〉

正しい情報で、
身を守ろう!



警視庁シンボルマスコット
ビーボくん

デジポリスには、防犯に役立つ機能がほかにもたくさん!
詳しくは警視庁ホームページをご覧ください

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp>

頼りになる「デジポリス」の機能

2 「防犯ブザー」で被害防止



被害防止に有効なのが防犯ブザー。持ち歩くのを忘れてしまった、というときでも「デジポリス」があれば大丈夫。痴漢撃退機能と同様に、操作中のどの画面からでもすぐに使え、家族などに危機を知らせてくれる「防犯ブザー」機能がある。暗い夜道などで不安を感じたら、アプリを起動させながら歩いていこう。マナーモード中でもワンタップでブザー音が鳴り響く。

1 「痴漢撃退」機能で助けを呼ぶ



操作画面右下にある「痴漢撃退」ボタンは、1度タップすれば「痴漢です 助けてください」の文字を画面いっぱいに表示する。もう一度タップすると女性の声で「やめてください」という音声が続続再生される。しかも、この機能を使用すると、事前に登録していたアドレスに位置情報とともにメールを自動送信。家族などに危機を知らせてくれる機能もついている。

4 「マップ機能」で周囲の危険を察知



アプリのトップ画面には犯罪発生情報を地図上で確認できる「マップ機能」を装備。現在地周辺で犯罪が発生していれば、ここから確認が可能で、情報は「子供に対する事案」や「女性に対する事案」などを選び表示することもできる。地図上で警察署と交番の位置を表示し、そこまでの最短ルートもわかる機能があるので、いざというときにも役に立ってくれるはず。

3 「メールけいしちょう」で犯罪発生情報を確認



「メールけいしちょう」とは、犯罪発生情報や検挙情報、特殊詐欺犯人による架電情報などを警察署から登録者に向けてタイムリーに発信しているメールマガジンのこと。でも、メールけいしちょうに登録しなくても、メールを読める便利な機能が「デジポリス」にはある。自宅周辺やよく訪れる地域の犯罪情報に絞って設定できる「マイエリア」がおすすめ。

住宅火災に要注意!

住宅防火10の心得



住宅火災の死者の7割が高齢者です!

東京消防庁管内では、過去5年間に住宅火災により約360名の方が亡くなっています。年齢を重ねると、火災に気づけにくかったり、避難が遅れたりするなど、リスクが高まります。まずは、火災の発生危険が高い場所を知って火災を起こさないようにしましょう。

火の出る場所を知ろう!

出火原因が最も多い こんろ

- 調理中はこんろから離れない
- こんろの周囲は整理整頓する

火を使っていなくても危険 ストーブ

- 周囲に燃えやすいものを置かない
- 外出時や就寝時は必ず消す

身近に潜み、知らない間に出火 コード・テーブルタップ

- タコ足配線をしない
- コードの上に家具などを置かない

住宅火災の死者が最も多い たばこ

- 寝たばこは絶対にしない
- 吸い殻は水を使って確実に消す

火を消す備えをしよう!

もしもの時の…住宅用消火器

いざという時に確実に火を消せるよう消火器を準備しておきましょう。小型で軽量の住宅用消火器や片手でも使用できるスプレー式のエアゾール式簡易消火具があります。



冬は救急要請が増加します!

救急車の適時・適切な利用にご協力をお願いします

出場件数が増加すると、現場から遠い救急車が出場することが増え、一分一秒を争う現場への到着が遅れる恐れがあります。救急車は限りある資源です。救急車を必要な人が必要な時に、安心して利用できるよう適時・適切な利用にご協力ください。

令和4年10月から令和5年1月の救急出場件数



救急車を呼ぶか迷った時は…

東京消防庁救急相談センター「#7119」にお電話を

24時間365日、相談医療チームが救急車の必要性や受診可能な医療機関の案内などを行っています。

「東京版救急受診ガイド」でチェック

インターネットで、病気やけがの緊急度、医療機関での受診の必要性、受診する科目などが確認できます。東京消防庁ホームページや公式アプリからご利用できますので、いつでも確認できるようURLを保存しておきましょう。



東京消防庁公式ホームページで
救急車のひっ迫状況をお知らせしています。

ホームページ▶

アプリ▶



鳴りますか？

ご自宅の 住宅用火災警報器



住宅用火災警報器は警報音で火災の発生を知らせてくれる機器です。住宅用火災警報器があることで、火災に早く気付くことができ被害を軽減させることができます。

しかし、設置から10年を経過すると電池切れや機器の劣化で、いざという時に鳴らない可能性があります。

まず10年経っていないか 確認しましょう

住宅用火災警報器のふたを外して製造年月日が確認できます。



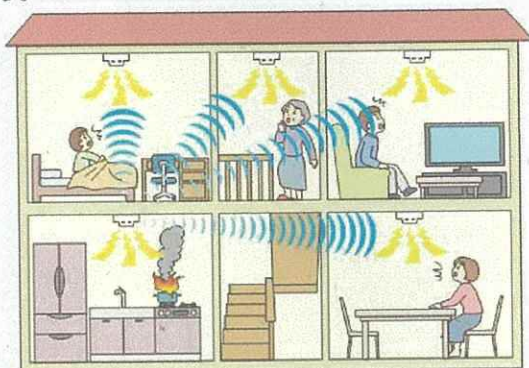
製造年月日 13 10 15

※2013年10月15日(製造)と表記されています。

10年経っていたら本体を交換しましょう

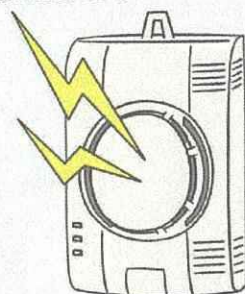
連動型 住宅用火災警報器

火災が発生すると、設置されたすべての住宅用火災警報器が一齐に鳴ります。



複合型 住宅用火災警報器

火災の熱や煙だけではなく、都市ガスや一酸化炭素(CO)も感知する警報器です。一酸化炭素(CO)は、無色・無臭で気が付かず、人体に有毒な気体のため注意が必要です。



火災

ガス

CO

複数の機能が付いたものにとするとより安心です。



住宅用火災警報器の 作動確認方法

正常な場合

正常を知らせる警報音が流れます。

音が鳴らないときは

電池がきちんとセットされているか確認しましょう。

それでも鳴らない場合は、機器本体の故障の可能性があります。すぐに交換しましょう。

故障かな?と思ったら

本体からビッ、ビッ、と音が鳴ったり、ランプが点滅したりするのは、故障や電池切れを知らせるサインです。取扱説明書等をよく読み、本体を交換しましょう。

地域の電器店、ホームセンター、家電量販店、インターネットショッピングなどで購入できます。

10年経ってなくても定期的に作動確認をしましょう

キュータが答える! Q&A!



住宅用火災警報器を点検したいけど、警報音が鳴りっぱなしになるのが心配...点検用のボタンやヒモを引いた場合どうなりますか?

製品によって異なりますが、点検用のボタンを押したあとやヒモを引いたときの警報音は、数回鳴ったあと自動的に止まります。



▲点検について詳しく知りたい方はこちらから

お気軽にご相談ください

住まいの防火防災診断

火災

暖房器具やガスコンロなどの使用状況、住宅用火災警報器の設置・維持管理状況など



地震

家具類の転倒・落下・移動防止対策など



家庭内事故

階段、床等の転倒危険個所の状況、浴室・内事故の危険性など



防災上の支援や配慮が必要な高齢者や障害者を対象に、消防職員がお宅で火災、地震及び日常生活事故の危険性をチェックします。診断は無料です。ご希望の方は、最寄りの消防署にお気軽にご相談ください。



安全・安心に関する市の取組（地域防災課 交通防犯係）

【犯罪抑止】

1 防犯カメラの設置

(1) 駅周辺などへの設置

平成 23 年 4 月から設置を開始し、現在、管理する駅駐輪場を中心に 15 台が稼働しています。

設置場所については、両警察署と協議の上、公共性が高く犯罪発生の抑止に効果的な場所を選定しています。

設置場所

東秋留駅〔北口ロータリー①、南口第 1 駐輪場内②、南口第 2 駐輪場内③〕

秋川駅〔北口自由通路階段④、北口西側駐輪場内⑤、北口東側駐輪場内⑥
南口駐輪場内⑦〕

武蔵引田駅駐輪場内⑧

武蔵増戸駅〔駅前ロータリー内⑨、⑩〕

武蔵五日市駅〔駅前ロータリー⑪、高架下駐輪場内⑫〕

秋川体育館西側入口前⑬、秋留野広場前⑭、山田交差点南(伊奈ハイツ)⑮

〔令和 5 年度〕新設及び更新

秋留野広場前へ 12 月に追加設置しました。現在、新規に東秋留駅北口第 3 駐輪場内(トイレ側)及び経年劣化による付け替えで東秋留駅北口ロータリー、武蔵増戸駅前ロータリー、武蔵五日市駅前ロータリーの計 4 箇所へ設置を進めています。

データ照会

平成 23 年 4 月以降、犯罪捜査のため、捜査関係事項照会書の提出により、両警察署へデータを提供しています。

〔実績〕

年 度	件数	年 度	件数	年 度	件数
平成 23 年度	7 件	平成 28 年度	5 件	令和 3 年度	7 件
平成 24 年度	5 件	平成 29 年度	9 件	令和 4 年度	9 件
平成 25 年度	13 件	平成 30 年度	10 件	令和 5 年度	7 件
平成 26 年度	2 件	令和 元 年度	13 件	(令 6 年 1 月末現在)	
平成 27 年度	1 件	令和 2 年度	12 件		

※捜査案件の詳細は不明ですが、窃盗、特殊詐欺捜査、傷害事件、道路交通法違反、交通事故等が挙げられます。

(2) 今後の設置等について

令和6年度については、現在稼働中で経年劣化してきているカメラ5台を新しいカメラに付け替える予定です。

2 不審者・犯罪情報の発信

メールけいしちょうなどで犯罪情報（不審者など）を得た場合には、詳細を警察署に確認し、子ども政策課との情報を共有を図っております。

(1) 防犯協会の役員及び発生場所付近の町内会長・自治会長にファックス等で情報提供を行っています。

(2) あきる野市メール配信サービスによる、市民への情報提供を状況に応じて行っています。

※登録者数（防犯情報）；18,734人（令和6年1月末現在）

3 青色回転灯装備防犯パトロール車（青パト）によるパトロール

市では、全庁的にパトロールができるよう、パトロール実施者証の交付を受けるため、福生警察署の協力により講習会を実施しています。

現在、市職員219人がパトロール実施者証の交付を受けています。

また、青パトについては、現在1台のみの登録であるため、今後、教育委員会等の協力を得て2台を追加する予定であり、犯罪抑止へ繋げていきたいと考えております。

4 防犯パトロール活動に対する支援

(1) 町内会・自治会、PTA、ボランティア団体など、防犯パトロールを行う団体に対し、防犯ベストを支給するなどの支援を継続して行います。

(2) 『わんわんパトロール』事業

令和4年度から、市内在住の方が、飼い犬と散歩しながら防犯パトロールを行うことで、地域の安全・安心なまちづくりに繋げることを目的に事業を始めました。

この事業は、(1)の団体などに属さない方々にも防犯活動への協力や参加

を期待し、パトロールグッズである「エコバッグ」を持って犬の散歩を行いながら、無理なく防犯パトロールをしていただくものです。これにより、防犯意識の向上を図り、犯罪抑止効果を期待しています。

申込者数としましては、昨年令和5年4月の狂犬病集団接種時（4日間）に135人でした。また、令和6年1月末時点で市役所と五日市出張所の窓口受付は23人となり、今年度は、現在158人の方が『わんわんパトロール』に加わりました。昨年度（令和4年度）の申込者525人と合わせて683人の方々に参加していただいております。市内には約4,000頭の犬の登録があります。今後も継続して、『わんわんパトロール』の参加者を増やし、地域の目が増えることで犯罪抑止に繋がればと考えております。

5 防犯啓発看板及び横断幕の設置

防犯意識の高揚と注意喚起をするため、不審者の情報のあった周辺に「不審者注意」などの看板を随時設置しています。観光客が特に多い春と秋の行楽シーズンに合わせ、5月と10月に市の防犯対策のPRと意識啓発を目的とした「横断幕」を西東京バス五日市営業所のフェンスに、1か月間、設置しています。

【特殊詐欺対策】

1 自動通話録音機の貸与事業

市内在住の65歳以上の高齢者を対象に自動通話録音機を貸与しています。

自動通話録音機は、電話着信時に発信者側（相手）に対して、「この電話は、振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」という警告メッセージを流した後、着信音を鳴らし、応答した時点から会話内容を自動録音します。

詐欺を行おうとする者は、証拠が残ることを嫌うため、事前のメッセージで電話が切られ直接会話をすることがなくなります。

〔実績〕

年 度	台 数	年 度	台 数
平成27～28年度	140	令和2年度	569
平成29年度	150	令和3年度	339
平成30年度	264	令和4年度	239
令和元年度	270	令和5年度（令和6年1月末現在）	297

2 防災行政無線、あきる野市メール配信サービス『防犯情報』による注意喚起
週1回の子どもの見守り放送の際（小学生の下校時間）に特殊詐欺の注意喚起を併せて放送し、啓発しています。また、警察署から振り込め詐欺の電話が多いとの情報を受けた際には、必要に応じて、防災行政無線による放送、あきる野市メール配信サービス及び青パトによるパトロールを実施し、被害防止に取り組んでいます。

3 注意喚起チラシの配布等による啓発活動

（1）年金支給日の市内金融機関における啓発活動

警察署、防犯協会と連携し、年金支給日に市内金融機関において注意喚起チラシの配布を実施しています。

（2）イベント等の市民が集まる場所における啓発活動

夏まつり、産業祭など市民が集まる事業や会場において、警察署、防犯協会と連携し、注意喚起チラシ及び啓発品等の配布を実施しています。

（3）特殊詐欺に関する注意喚起チラシ配布

消費生活相談関連（商工振興課担当）の都補助金を活用し、自動通話録音機貸与の申込書を兼ねたチラシを令和5年12月に市内全戸配布しました。

（33,623世帯）

【子どもの安全対策】

1 通学路等における児童等の安全確保対策

東京都安全・安心まちづくり条例第27条の規定に基づき、通学路等の安全を確保することを目的に、警察署と教育総務課、道路管理者である管理課、地域防災課等の関係部署が連携し、通学路の安全点検を実施しています。犯罪、交通事故等の被害を受けないよう環境整備に取り組み、児童生徒の安全確保に努めています。（福生警察署管内1回／2か月、五日市警察署管内1～2回／年）

2 園児等の移動経路における交通安全の確保

令和元年5月の大津市の事故を受け、保育園や幼稚園等の幼児等の「お散歩コース」などの安全を図るため、警察署と保育課、道路管理者である管理課、地域防災課等の関係部署が連携し、安全点検等を必要に応じて行っています。

3 『7歳児』の交通安全啓発

年齢別歩行中死傷者数の構成率では7歳が突出しています。この年代は、それまで親と一緒に行動していましたが、小学校入学と同時に子どもだけで行動する機会が増え、事故に遭ったり、危険な思いをしています。その後、年齢が上がるにつれて、事故件数が減少している状況です。このため、「九都県市こどもの歩行中の交通事故防止に向けた検討会」発行の交通安全対策リーフレットを活用し、保育課の協力を得て、市内保育園・幼稚園の5歳児クラスの保護者に対して啓発チラシの配付を毎年行っています。

4 中学生の交通安全教育

スタントマンによる交通事故の再現を主とした交通安全教室を平成28年度から実施しています。自転車と自動車が衝突する場面等を生徒が自分の目で見ること、事故の恐怖を実感でき、交通安全意識の高揚の効果が期待できます。現在、市内6つの公立中学校で3年に1度受講できるよう、毎年2校ずつ教室を開催しています。

〔実績〕

年 度	学校名	年 度	学校名
平成28年度	秋多・東中学校	令和2年度	※コロナにより未実施
平成29年度	西・御堂中学校	令和3年度	五日市・増戸中学校
平成30年度	五日市・増戸中学校	令和4年度	秋多・東中学校
令和元年度	秋多・東中学校	令和5年度	西・御堂中学校

※令和6年度は、五日市中学校及び増戸中学校を予定

5 自転車用ヘルメット助成事業

自転車利用時のヘルメット着用普及促進及び自転車事故被害の軽減を図るため、自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助する事業を行っています。(令和6年1月末現在；894人)

【その他】

〔参考〕

防災行政無線確認ダイヤル

防災行政無線の内容を確認したい場合、電話で聞くことができるサービスです。

・フリーダイヤル 0120-558-540

市内の固定電話から利用可能です。

・有料ダイヤル 042-558-7777

携帯電話など、その他の電話からは有料ダイヤルを利用してください。

※放送の24時間後まで聞くことができます。

※定期的に放送しているものは除きます（夕方のチャイム、下校時放送など）。

ダメされないで!! 様々な 高齢者を狙う詐欺

メール・SNS・WEBサイト・電話・はがき など…



特殊詐欺対策の第一歩は『直接電話に出ない』こと!

～詐欺の電話は、言葉巧みにあなたを誘導します～

官公庁や有名企業をかたった 電話 に注意!!

劇場型の詐欺電話に注意! 犯人は複数人で手口は巧妙です!

振り込め詐欺

息子などを名乗り、お金が必要になったなどと言い、お金をだまし取る手口です。



還付金詐欺

市役所などを名乗り、還付金があるなどとかたり、コンビニ等のATMへ誘導し、携帯電話から電話をかけさせてお金を振り込ませる手口です。



ATM周辺で携帯電話を使用するのはやめましょう。

キャッシュカード詐欺

警察などを名乗り、キャッシュカードを交換する必要があるなどと言って、カードをだまし取る手口です。



官公庁や有名企業をかたった

メール

SNS

に注意!!

架空請求メール

偽不在通知メール

偽マイナポイントメール

學...



突然、次のようなメールやSNSメッセージが届いたら、まずは詐欺を疑いましょう。

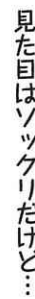
- 未払い料金の請求 ●荷物の不在通知 ●賞金が当選した ●ポイントがもらえる ●カードが使えなくなる
●アカウントの再登録が必要 ●スマホがウィルスに感染している…など

**被害防止
のPoint**

返信しない!! メール等に記載の番号に電話をしない!! リンクにアクセスしない!!

フィッシング詐欺 に注意!!

- メール等で、有名企業や官公庁そっくりに偽装した偽のサイトへ誘導し、カード番号等の重大な個人情報を聞き出して悪用するのがフィッシング詐欺です。



本物



その他 **ハガキ** **WEBサイト** 等にも注意!!

架空請求ハガキ

法的措置・訴訟・差し押さえなど不安をあおる言葉でお金を支払わせようとします。

訴訟最終告知

貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました。最終期日までにご連絡無き場合、給料、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきます。裁判取下げなどのご相談は下記までお問合せ下さい。

※最終期日 ○年○月○日

法務省管轄訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
お問合せ窓口 03-XXXX-XXXX



偽セキュリティソフト

ウソの警告で偽セキュリティソフトをダウンロードさせます。(パソコンから警告音が鳴ることもあります)



電話会社を名乗る不審電話

電話会社などを名乗り「電話番号が停止されます」、「未納金があります」などと言ってくる不審な電話にも注意しましょう。



保険金を使って屋根修理

(住宅修理・下水道掃除)

実際には保険の対象にならない工事を、保険金を使えば無料と偽って契約させたり、手続きサポート代金として高額な手数料を請求してきます。



自動通話録音機を無料で貸し出します！



市では、電話機に取付けることで、警告メッセージと録音機能で被害を未然に防止することができる自動通話録音機を無料で貸し出しています。
※台数に限りがあります。

工具不要で簡単に取付可能です！

対象	市内在住の65歳以上の方(65歳未満で特別な事情がある方を含む)	
申込方法	① 申込書に記入	裏面の「あきる野市自動通話録音機貸与申込書」にご記入ください。
	② 申込書の提出	必要な書類 ●記入した「あきる野市自動通話録音機貸与申込書」 ●申込者の公的身分証明書の写し 提出先 地域防災課 交通防犯係窓口 または 五日市出張所 市民総合窓口係 提出方法 窓口へ直接持参、または郵送
	③ 受け渡し	◎お渡しの準備ができ次第、「あきる野市自動通話録音機貸与(不貸与)決定通知書」を郵送いたしますので、届きましたら窓口までお持ちください。 ◎貸与決定通知書を提示いただいた後、自動通話録音機をお渡しいたします。 ※ご自身での設置が難しい方やご不明な点等がありましたらご相談ください。
	その他	◎貸出期間……1年間(期間終了後、利用者に譲与します。) ◎録音機の利用に掛かる電気料金は、利用者負担。 ◎使用中の電話機に警告メッセージ機能が備わっていないこと。 ◎高齢者緊急通報システム事業を利用していないこと。
問合せ先等	〒197-0814 あきる野市二宮350 あきる野市役所 地域防災課 交通防犯係 ☎042-558-1111 (内線2345)	



様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

あきる野市長 殿

あきる野市自動通話録音機貸与申込書

自動通話録音機の貸与を受けたいので、あきる野市自動通話録音機貸与事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、私の世帯は、他の制度により自動通話録音機の貸与を受けていません。

記

申 込 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
	氏 名				
	住 所				
	録音機を設置する自宅電話番号		携 帯 電 話 番 号		
貸 与 希 望 窓 口	☐ 本庁舎 4 階地域防災課 ☐ 五日市出張所市民総合窓口				
備 考					
添 付 書 類	1 申込者の公的身分証明書等の写し 2 その他市長が必要と認める書類				

※該当する□にレ印を付けてください。

市担当者記入欄

受付番号	シリアル番号	貸年期間
		年 月 日から 年 月 日まで

子どもを交通事故から守るために

裏面のとおり年齢別歩行中死傷者数は、「7歳」が突出して多くなっております。

小学校入学前は親御さんと行動をともにしていた子どもたちが、小学校に入学すると、登下校や放課後の遊び等、一人で行動するようになります。

「7歳」を過ぎると減少していることから、この一年間に子ども自身が危険な状況に遭遇し、その経験を通してどのような行動が危険なのかを学び、安全な行動を取れるようになったことにより減少したものと考えられます。

「7歳」のピークに事故に遭わず乗り越えられるよう、小学校入学前から繰り返しお子様に交通安全教育をお願いいたします。

お子様と一緒に散歩しましょう!

無理をせずに
安全第一で

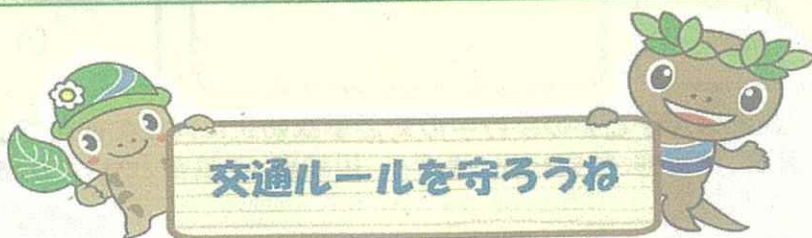
- ※ 自宅から、小学校までの道
- ※ 自宅から、放課後遊びに行くことが多くなるであろう公園までの道
- ※ 自宅から、仲良しのおともだちのおうちまでの道
- ※ その他よく通りそうな道

- 道路の右側や路側帯の内側を安全に歩けるかな♪
- 急に横断したり、右に左に行ったり来たりしないよ♪
- 車が前や後ろから来るのがわかったら、止まって端に避けられるかな♪

特 に 注 意

- ☀ 道路に飛び出さない!
 - € 曲がり角やお家、公園などから飛び出すと車とぶつかるよ!
- ☀ 信号を守る!
 - € 青のときだけ渡ろうね。チカチカしたら次の青までひとやすみ!
- ☀ 横断歩道を渡ろう!
 - € 横断歩道は一度止まって右・左・右を見て安全を確認してから渡ろうね!

お子様が安全な行動を取れるか見守っていただき、安全に行動できるよう繰り返し教えてあげてください



あなたの子どもが危ない!!

子どもを交通事故から守るために

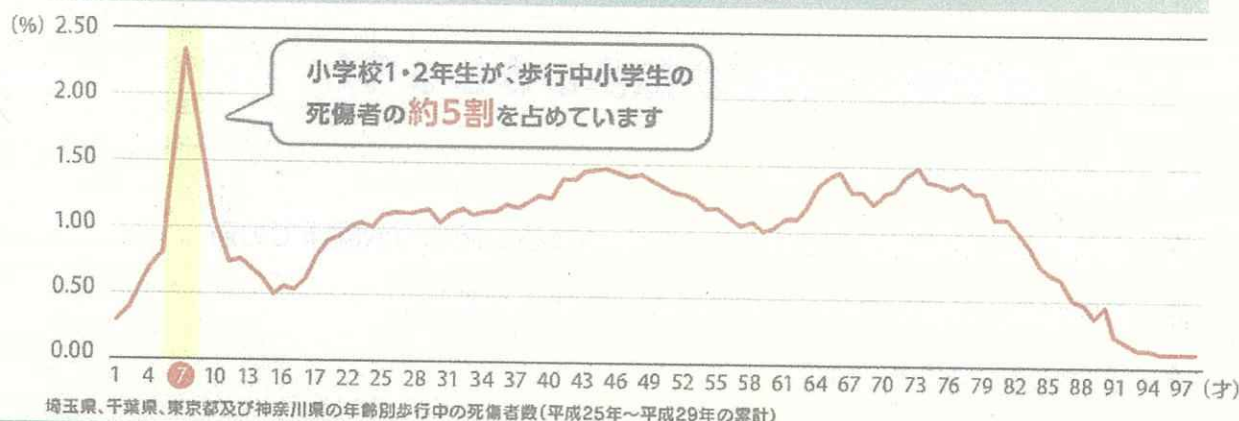
7歳の一人歩きは、実は危険です!



歩行中死傷者は 7歳が最も多い!

歩行中に交通事故で亡くなったり、怪我をされたりした方を年齢別にみると、7歳が突出して多くなっています。小学校への入学に伴い、それまで保護者の方と一緒に歩いていた道路も、登下校や友達との遊び等、一人で歩く機会が多くなります。一方で、7歳児は交通の危険性の認識が十分ではなく、急な飛び出し等で交通事故に遭っているため、突出して多くなっていると考えられます。

年齢別歩行中死傷者数の構成率



交通事故に遭う時間帯は 14時～18時が多い!

小学1年生が一人歩きする機会と
言えば、登下校や友達との遊びで
す。登校時は、集団登校や地域
の方の見守りがある一方、下校後
の時間帯は児童の注意や地域の
見守りが手薄になりがちです。出
かける前に一声かけるとともに、
午後の時間も、地域で見守るよう
にしましょう。



交通事故の発生場所は 自宅近くが多い!

小学1年生の行動範囲は、学校
や公園などの自宅近くが中心で
す。交通事故も、約8割が自宅
から1km以内で事故に遭って
います。自宅近くの交通量が多い
場所や、見通しの悪い場所を確
認しましょう。



交通事故の原因は 飛び出しが多い!

歩行中に死傷した小学生のうち、
約半数の児童に何らかの違反が
認められ、そのうち約3割が「**飛
び出し**」でした。見通しの悪い交
差点や、走行中の車両の直前直後
の横断に気を付けなければなり
ません。



九都県市子どもの歩行中の交通事故防止に向けた検討会
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

あきる野市

自転車用ヘルメット助成事業

ヘルメット着用
の普及促進と
事故被害軽減
のため



ヘルメット**購入費用**
の一部を**補助**します！

1 対象者

- ・市内に住所があり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに自転車用ヘルメットを購入した方
- ・自転車乗車用の新品のヘルメットであること。
- ・安全基準に適合するマークがあること（SG、CE、GS、CF、CPSC、JCFなど）。
- ・購入時の領収書、保証書などがあること。
- ・助成金の振込口座があること。

2 助成金額等

- ・ヘルメット1個につき、2,000円（2,000円未満のヘルメットは購入金額）
※購入費のうちポイントなどで支払った分は助成金の対象になりません。
- ・1人につき1個で1回限り

3 申込受付窓口

- (1) 本庁舎4階 地域防災課交通防犯係
- (2) 五日市出張所 市民総合窓口係



お問合せ先

地域防災課 交通防犯係

TEL042-558-1111

(内線2345)

4 申込み受付期間

令和5年6月5日（月）から令和6年3月29日（金）まで

■窓 口 午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始除く）

■郵 送 令和6年3月31日（日）当日消印有効

5 申込受付、決定及び振込方法

（1）あきる野市自転車用ヘルメット着用普及促進助成金交付申請書（様式第1号）に申込者の公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、個人番号カード等）の写しを添付し、受付窓口へ持参又は郵送により提出してください。

※申込書は、申込受付窓口のほか、あきる野市のホームページからダウンロード可能

（2）代理人が申込みをする場合（保護者除く）、申請者からの委任状、代理人の公的身分証明書等を窓口へ持参してください。

（3）申込書の内容を審査し、助成の可否を決定します。

（4）あきる野市自転車用ヘルメット着用普及促進助成金交付決定通知書（様式第2号）、又は自転車用ヘルメット着用普及促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知します。

（5）交付決定した時は、申請者の指定された口座へ振込みします。

6 請求等の提出について

申請者の負担軽減を考慮し、申請書提出時に請求書「自転車用ヘルメット着用普及促進助成金請求書（様式第4号）」及び申請者の通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、提出してください。

※不交付の時は不交付決定通知書とともに、返却します。

7 決定時期

申請後、翌月末を目途に通知します。

8 振込時期

申請後、翌々月末までに指定された口座に振込みします。



領収書や保証書がない方、記入方法が不明な方など、
下記に連絡ください！

地域防災課 交通防犯係

☎042-558-1111（内線2345）

子どもの安全対策の取組について（教育総務課）

学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を目的として、地域住民等の参画により、地域の実情に応じた見守り活動等を行っています。

1 登下校の見守り

(1) 学校安全ボランティア等によるもの

町内会・自治会等を中心とした学校安全ボランティアにより実施

(学校安全ボランティア登録者数：853人（令和6年2月1日現在）)

(2) PTA等によるもの

各学校において、PTAや地域の子ども会等により登校時を中心に実施

2 スクールガードリーダーによる巡回

3人のスクールガードリーダー（警察官OB）による、通学路の巡回及び学校安全ボランティアへの指導・助言

巡回区域は、次の学校区とし、1校に付き月1回巡回。巡回状況については、学校へ報告

・東秋留小学校、西秋留小学校、南秋留小学校、一の谷小学校

・多西小学校、草花小学校、屋城小学校、前田小学校

・増戸小学校、五日市小学校

3 防犯パトロール

(1) 市職員によるパトロール

ア 通年実施のもの

登校・下校時間帯に1週ずつ交互に実施。青色回転灯付車両を活用

(今年度52回実施予定 令和6年2月1日現在)

時間 登校時 7時30分から8時30分まで

下校時 14時30分から15時30分まで

主な巡回場所 登校時 小・中学校周辺、草花いずみ通り、草花通り等

下校時 小・中学校周辺、東中東側農道、網代地区夕日橋付近等

イ 学期の始めに実施するもの

各学期始めの10日間程度、東地区、西地区を交互に、低学年の下校時間帯に実施

(今年度37回実施 令和6年2月1日現在)

(2) 町内会・自治会等を中心とした見守り隊により実施（学校安全ボランティア）

4 登下校の安全確保のための取組

(1) 通学路点検

教員等により、通学路の安全点検を実施。点検結果は、学期毎に教育委員会へ報告

(2) 通学路合同点検

学校から危険性が指摘された箇所については、教育委員会、市の道路管理所管部署、交通安全所管部署及び警察署と合同で現場確認、周辺状況の点検を実施

合同点検の結果により、危険性が指摘された箇所については、担当部署にて対応を検討し、安全対策を実施

(3) 防犯カメラの設置

登下校時の見守りを補完するため、市内50箇所（小学校1校につき5台）に防犯カメラを設置

(4) 交通安全推進員の配置

小学校の登下校時間に、子どもの通学案内を行う交通安全推進員を配置（32箇所）

5 児童による防災行政無線を使用した下校時の見守り放送

交通事故の未然防止や不審者への抑止力向上を図るための取り組みとして、防災行政無線を使用した見守り放送を実施

小学校の代表児童による、地域の皆さんに、安全を見守っていただくよう子どもの声による放送を実施

【令和5年度代表児童選出学校】

一の谷小学校、前田小学校、増戸小学校、東秋留小学校、多西小学校

※屋城小学校、五日市小学校は令和3年度に実施済

※西秋留小学校、南秋留小学校、草花小学校、は令和4年度に実施済み

※令和6年度も継続予定

6 教育委員会、学校、学校安全ボランティア等との情報共有

(1) 学校安全推進会議

安全・安心まちづくり協議会委員、学校、PTA、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア、教育委員会等により設置

学校における取組、不審者の発生状況等子どもを取り巻く状況について共通理解を図ることを目的として年2回実施（1学期、3学期）

なお、1学期については、学校安全講習会と合同開催

(2) 学校安全講習会

学校安全ボランティア等が不審者侵入時の対応方法など学校安全に関する基本的知識・技能を修得するため、有識者を講師とした講習会を年2回実施（1学期、2学期）

なお、(1)及び(2)について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより開催を見送っているが、昨今の社会状況の変化に伴い再開に向けて改めて内容を検討している。

あきる野市子どもの危機管理基本方針

1 趣旨

地域の宝である子どもを主役に据えたまちづくりを推進するに当たり、地域社会全体で子どもを守り、育てるための取組が必要不可欠であることから、子どもの安全・安心を確保するための危機管理基本方針を定めます。

この基本方針における「子ども」は、満18歳に満たない者を対象とします。

2 子ども・子育てを取り巻く危機の状況

(1) 少子化の進行

あきる野市の18歳未満の人口は、令和5年1月1日現在11,579人で、総人口に占める割合は、14.5%となっており、10年前と比較すると2,254人減少し、総人口に占める割合も2.4ポイント減少しています。特に、小学校就学前の乳幼児の減少が目立ち、今後も更に少子化が進行すると予測しています。

(2) 性犯罪

13歳未満の年少者に対する性犯罪の多くは、下校時間帯に当たる午後2時から午後6時までの間に発生しています。

(3) 虐待等

子ども家庭支援センターでの虐待及び養育困難に関する相談受付件数は、令和3年度は虐待が205件、養育困難に関する相談が335件でしたが、令和4年度は虐待が184件、養育困難に関する相談が342件となっており、養育困難に関する相談は7件増加しているものの、虐待数は21件減少しています。また、相談内容は複雑で長期化するケースが増える傾向にあります。

(4) いじめ

あきる野市教育委員会は、「いじめ不登校0（ゼロ）への挑戦」を掲げ、「いじめ撲滅三原則（するを許さず。されるを責めず。いじめに第三者なし。）」の下、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を推進しています。この取組を更に充実していくために、平成27年4月1日に施行した「あきる野市いじめ防止対策推進条例」の推進により地域全体でいじめの防止に努めています。

(5) 交通事故

あきる野市で令和4年に交通事故に遭った被害者・加害者は348人となっており、そのうち33人（9.5%）が19歳以下となっています。

(6) 危険薬物

あきる野市において発生事案はないものの、全国的に薬物乱用の低年齢化が懸念されており、その対応が重要視されています。

(7) スマートフォン等の普及

スマートフォン等の普及により、インターネット利用環境が急激に変化し、子どもがインターネット上のトラブルに巻き込まれるケースが増えているため、あきる野市においても、各学校で被害防止対策に取り組んでいます。また、インターネットの利用に起因した福祉犯罪（児童買春・児童ポルノ禁止法違反等）の抑止が課題となっています。

(8) ひきこもり等

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を目的とし、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成28年2月には「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。こうした中、あきる野市においては、東京都と連携を図りながら子ども・若者に対する支援に取り組んでいます。また、小・中学校での不登校の経験がひきこもりの要因にもなることから、教育委員会では、あきる野市教育支援室（せせらぎ教室）において、不登校児童・生徒を受け入れ、学校への復帰を支援しています。

3 基本方針

子どもを取り巻く危機は、多様化、複雑化し、家庭や学校だけでは犯罪等から子どもを守ることはできません。

あきる野市では、市民と協働のまちづくりを進め、防災対策や環境整備、地域活性化の取組で成果を上げ、その取組はますます盛んになっています。

このような協働の取組は、子どもの危機管理においても必要不可欠です。情報の共有と迅速な対応が悲惨な事件・事故から子どもを守ることにつながることから、様々な主体と日頃から円滑な連携を図ることを基本方針とし、次の取組に重点を置きます。

(1) 関係機関との連携強化と情報共有の促進

ア 町内会・自治会との連携

地域で生活する子どもたちの状況について、町内会・自治会から情報の提供を受けるとともに、市は、子どもたちを取り巻く危機の情報をタイムリーに提供する等、地域全体で子どもの安全・安心を守ります。

イ 地域子ども育成リーダーとの連携

地域子ども育成リーダーとの情報共有を密に行い、危機管理においても協働の取組を推進します。

ウ 警察署等との連携

犯罪の発生状況や犯罪発生の恐れのある事案について、五日市警察署及び福生警察署から情報提供を受けるとともに、犯罪発生の恐れがある事案ごとに所轄の警察署と事前に協議し、対策を講じます。また、防犯協会とも連携し、不審者対策等に取り組み、犯罪発生の抑止を図ります。さらに、交通安全協会等との連携により、子どもの交通安全の確保を図ります。

エ 児童相談所等との連携

子ども家庭支援センターに寄せられる相談や通報のうち、虐待や養育困難などの案件については、児童相談所等の関係機関と情報を共有し、迅速に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会で案件を協議し、適切な支援を図ります。

オ 民生委員・児童委員等との連携

地域で子どもの見守り活動等を行う民生委員・児童委員及び主任児童委員、ふれあい福祉委員、学校安全ボランティア等との情報共有、連携により、子どもの安全確保を図ります。

カ 青少年健全育成関係団体との連携

青少年の健全育成等に関する状況について、青少年問題協議会において情報共有を図り、その推進について協議するとともに、青少年健全育成地区委員会及び中学校区健全育成推進会議との情報共有、連携により、地域におけるいじめ防止対策等、青少年の健全育成を推進します。

キ 市民との双方向の情報共有

不審者、いじめ、虐待等から子どもを守るため、市民から情報を提供していただくよう周知するとともに、犯罪等に関する情報は、あきる野市メール配信サービス等を活用して提供していきます。

(2) 子どもの危機管理官の配置

子どもを取り巻く危機に関する情報の受発信、対策の中心的役割を担う「子どもの危機管理官（以下「管理官」という。）」を配置します。管理官の任には、子ども家庭部長が当たり、(1)に掲げる関係機関との連携強化と情報共有の促進を図ります。また、管理官の下に関係各課の職員で組織する「子どもの危機管理会議」を設置し、危機の発生又は発生の恐れのある事案に関する情報の共有を図るとともに、その対策について協議します。

(3) いじめ防止対策等の総合的な推進

あきる野市いじめ防止対策推進条例に位置付けた「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関との連携強化と双方向の情報提供による情報の共有化を図ります。また、管理官は、総合教育会議の設置に伴い設置する、実務者による調整会議のメンバーとして、学校におけるいじめや不審者などに関する事案について情報を収集し、市長に報告するとともに、必要に応じて教育委員会と調整し、児童相談所、警察署等の関係機関と連携を図り、対策を講じます。